

千葉県実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 千葉県実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する支給認定保護者(以下「支給認定保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等(法第59条第3項に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。)の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用、日用品等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等(以下「実費徴収額」という。)の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育所(園) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設を除く。)をいう。
- (2) 幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(国及び地方公共団体が設置するものを除く。)であって、法第27条第1項の規定による確認を受けたものをいう。
- (3) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 家庭的保育事業者 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業者をいう。
- (5) 小規模保育事業者 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業者をいう。
- (6) 事業所内保育事業者 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業者をいう。

(対象者)

第4条 第2条に規定する支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者とは、本

市に住所を有する支給認定保護者のうち、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則（平成27年千葉県規則第31号）別表第1又は別表第2において、A階層に属する者（以下「対象者」という。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費の種類及び補助限度額は次のとおりとする。

（1）日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

児童1人当たり 月額2,500円

（2）給食費（法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する支給認定子どもに係る副食費相当額に限る。）

児童1人当たり 月額4,500円

（補助金の額及び交付）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の種類ごとに、補助限度額の範囲内で保育所（園）、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業者、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者（市立保育所及び市立認定こども園を除く。以下「施設等」という。）が対象者に係る実費徴収額を免除又は減額した額とし、市長は、施設等からの申請に基づき施設等に対し補助金を交付するものとする。

2 市立保育所及び市立認定こども園の対象者については、市長は、前条に定める補助限度額の範囲内において、現物支給を実施し又は実費徴収額を免除するものとする。

（交付申請）

第7条 施設等は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県補足給付事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、その決定の内容を千葉県補足給付事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、施設等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、施設等に対し、千葉県補足給付事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（譲渡等の禁止）

第9条 施設等は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならない。

（交付決定の変更）

第10条 施設等は、補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、千葉市補足給付事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を変更すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定を変更したときは、千葉市補足給付事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、施設等に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を変更することが不適当と認めたときは、施設等に対し、千葉市補足給付事業補助金変更交付不承認通知書（様式第6号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 施設等は、規則第12条の規定により実績の報告をしようとするときは、千葉市補足給付事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を調査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、施設等に対し、千葉市補足給付事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた施設等は、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市補足給付事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消）

第14条 市長は、施設等が次の各号に定める事項に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- （1）施設等に該当しなくなったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、施設等に対し、千葉市補足給付事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合におい

ては、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、千葉市補足給付事業補助金返還命令書（様式第11号）によるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、千葉市補足給付事業補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。